

誰も自殺に追い込まれることのない 社会の実現を目指して

9月10日～16日は自殺予防週間です



平成25年度自殺予防週間ポスター

9月10日は、世界自殺予防デー（WHO（世界保健機関）により制定）です。自殺対策を進めるためには、自殺に対する誤解や偏見をなくし、正しく理解することが重要です。そのため、国では毎年9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国民の参加による啓発活動を進めています。

全国の自殺者数は、平成10年以降、毎年3万人を超える状況が続いてきましたが、平成24年は15年ぶりに3万人を下回りました（下表参照）。さまざまな取り組みの成果により、自殺者数が減少したことは喜ぶべきことです。しかし依然として、自ら命を絶たざるを得なかった人が多く存在するため、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

町ではこれまで、相談事

表：自殺者数と自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の推移

上段：年間自殺者数（人） 下段：自殺死亡率（人）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
全 国	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858
	25.3	25.8	24.9	24.0	21.8
埼玉県	1,653	1,796	1,731	1,667	1,571
	23.2	25.2	24.1	23.2	21.8
鳩山町	8	1	4	2	4
	51.6	6.5	26.3	13.2	26.6

（出典：警察庁統計、埼玉県警察統計、埼玉県保健統計年報）

業や心の健康づくりに関する教室、講演会を開催してきました。平成24年度には、町の自殺対策を効果的に進めるため、関係各課による鳩山町自殺対策庁内連絡会を立ち上げました。今後は、地域で広く自殺予防の取り組みが展開できるように協議、連携していきます。

問合せ 町保健センター
☎296-12530



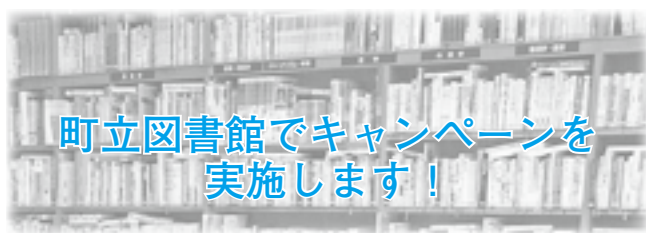
ひとりで悩まず相談してください
こころの健康相談のお知らせ

町保健センターでは、臨床心理士による専門相談を行っています。ご自分のことはもちろん、ご家族などへの対応についても相談をお受けします。

（予約制）

- 日程 ①10月16日（水） 午後2時～4時
 - ②12月11日（水） 午前9時30分～11時30分
 - ③2月5日（水） 午後2時～4時
- ※上記以外の日程でも対応可能な場合があります。状況により訪問もしますのでご相談ください。保健師による相談は随時実施しています。

■予約・問合せ 町保健センター ☎296-2530



町立図書館でキャンペーンを実施します！

今年初めての試みとして、町立図書館と町保健センター共催で、自殺予防週間に関連したキャンペーンを実施します。

自殺や精神疾患のほか、命の大切さ、自殺の危険を示すサイン、危険に気づいたときの対応方法などを正しく知るための第一歩として、ぜひご利用ください。

- 日程 8月31日（土）～9月26日（木）
- 場所 町立図書館 特設コーナー内
- 内容 町立図書館で所蔵する関連書籍の展示と貸し出し、自殺予防に関する資料の掲示と配布

■問合せ 町立図書館 ☎296-5660



はとやま 雑 感

町長 小峰孝雄

【今月のテーマ】 取水制限

8月21日現在の利根川水系の貯水率は47%で、平年の60%と依然厳しい状況が続いており、利根川水系からの10%の取水制限が続いています。

この号が各ご家庭に配布される頃には解消されることを望んでいますが、この取水制限とは何でしょうか。そして鳩山町の住民の皆さんの生活には、どのような影響があるのでしょうか。



結論から言えば、現状では大きな影響はありません。それは、一つには鳩山町の水道水は、荒川水系から取水している県水を使っているからです。利根川水系は取水制限が続いていますが、荒川水系の貯水率は77%と平年以上の水量が確保されています。

もう一つは、取水制限とは水源から取る水の量を制限しているのであって、各家庭への給水量が削減されているわけではありません。現在利根川水系からの取水を10%削減していますが、荒川水系など他の水源から融通しているのです。



しかし、これ以上渇水が進めば、取水制限から給水制限にかわり日常生活に影響が出てきます。給水制限には、減圧給水と時間給水があります。

減圧給水とは、水道水を給水する圧力を下げて水の出る量を少なくすることです。高台などでは、水がにごったり水の出が悪くなったりすることがあります。

時間給水とは、普段は24時間水道水は給水されていますが、給水する時間を制限することです。



鳩山町では、かつて給水制限になったことはありませんが、給水制限になると確実に日常生活に影響が出てきます。ぜひ節水にご協力ください。



トラブル情報

くらしの 110 番



消費者被害の未然・拡大防止を効果的に呼びかけるため、埼玉県消費生活支援センターから配信されている事例をご紹介します。

貴金属等の「訪問購入」にご注意!!

【事例 30歳代女性】

ある日突然、「不要な貴金属を買い取ります。アクセサリーでも見せてほしい」と業者が訪問してきた。母親からもらった金のネックレスを見せたところ「これは不純物が混ざっている」と言って、5千円で買い取っていった。

後日母親に話したところ、「あれは良い物で高かったのよ」と言われた。クーリング・オフはできるのか。

従来「訪問販売」に加えて、「訪問購入」が改正特定商取引法（平成25年2月21日施行）により規制の対象となりました。具体的には、①不招請勧誘（飛び込みの勧誘等）の禁止、②業者の連絡先や解約などを記載した書面の交付、③物品の引渡し拒絶、④8日以内のクーリング・オフなどのルールが定められました。

また、改正埼玉県消費生活条例（平成25年7月1日施行）では、改正特定商取引法で適用除外とされている着物、中古車、書籍なども含め、全ての物品・権利の買取り型取引が規制の対象になりました。

法律や条例による消費者保護規定に加え、トラブルを避けるために、次の点に注意しましょう。

こんなときは
どうしたら
いいの？

- ① 突然の業者訪問は禁止されています。電話などで訪問したいと言われても、買い取ってもらおうつもりがない場合は、きっぱり断りましょう。
- ② 不要な着物の買取りに来た業者が、同時に貴金属の買い取りの勧誘をすることは、法律で禁止されています。
- ③ 今回の法改正で訪問購入もクーリング・オフができるようになりましたが、一度物品を引き渡すと取り返すことは困難です。クーリング・オフの8日間は物品の引き渡しを拒むことができますので、手元に置いておきましょう。
- ④ 古物を買取る場合は、「古物商許可証」や「古物商行商従業者証」を携帯しなければなりません。話を聞く前に許可証の提示を求めましょう。
- ⑤ 強引な勧誘を受けたり、断っているにもかかわらず居座ったり、「貴金属を出せ」と強く迫られるなど不安を感じたときは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ：役場産業振興課 ☎296-5895